

徳島県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

同	株式会社共生バツクアップシステム	株式会社共生バツクアップシステム	渡部 豪	名称
同	生活協同組合コープ自然派しこく	徳島市東沖洲二丁目四三三	吉野川市山川町青木一九八一	主たる事務所の所在地
自然派サポートサービス実のり	居宅介護支援事業所「実のり」	ハート調剤薬局三加茂店	よしのがわ往診診療所	指定に係る事業所の名称
同	鳴門市撫養町北浜字宮の東二一九メゾン北浜一〇一	三好郡東みよし町加茂一八八三 一三	吉野川市山川町湯立二七七一	指定に係る事業所の所在地
訪問介護 介護予防訪問介護	居宅介護支援事業	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	事業の種類
同	同 三月三十一日	平成三十年二月二十八日	平成二十九年十二月三十一日	廃止年月日

山石 博明	総合メディカル株式会社
宇谷 一五	福岡市中央区天神二丁目一四八
やまいし歯科医院	そうごう薬局鳴門東店
海部郡海陽町奥浦字一宇谷 一五	同 二九四一
同	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
同	同